

1 本業務において、業務分野別の共通仕様書の適用は次による。

業務分野	適用する共通仕様書
測量業務	測量業務共通仕様書（令和2年8月）広島県
地質調査業務（地質・土質調査業務）	地質・土質調査業務共通仕様書（令和2年8月）広島県
土木関係建設コンサルタント業務（設計業務等）	設計業務等共通仕様書（令和2年8月）広島県

2 本業務における、主たる業務分野及び部門

「土木関係建設コンサルタント業務（造園）」

3 管理技術者の配置を求める業務分野

「土木関係建設コンサルタント業務」

4 土木関係建設コンサルタント業務において管理技術者に求める部門

「造園」

5 照査技術者の配置を求める業務分野

「土木関係建設コンサルタント業務」

6 情報共有システム

対象外業務

7 成果物の提出

「土木設計業務等の電子納品要領」に基づいて作成した電子成果品の提出については、電子媒体を使用すること。

8 その他

必要に応じ、次を参考に明示する。

・設計計画の場合、業務内容

※当該設計業務は、子育て世代包括支援センター周辺の詳細設計を行うものである。

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のとおり実施に努めること。

(1) 「3つの密を避けるための手引き」の活用

各現場に配布し工事等の関係者に周知を図るとともに、作業所等で掲示を行う。

・ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin

(2) 「建設現場の「3つの密」の回避等に向けた取組事例」の活用

各現場に配布し始業前の朝礼やKY活動等において工事等の関係者に周知を図る。

・ http://chotatsu.pref.hiroshima.jp/file/kakudaibousi_5.pdf

※各現場での対策事例については、TwitterやFacebook等のSNS活用により普及・展開に努めてください。

例) 「#建設現場の3密対策」を付けたツイートが行われるよう同ハッシュタグを周知する等

2 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。

3 疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。